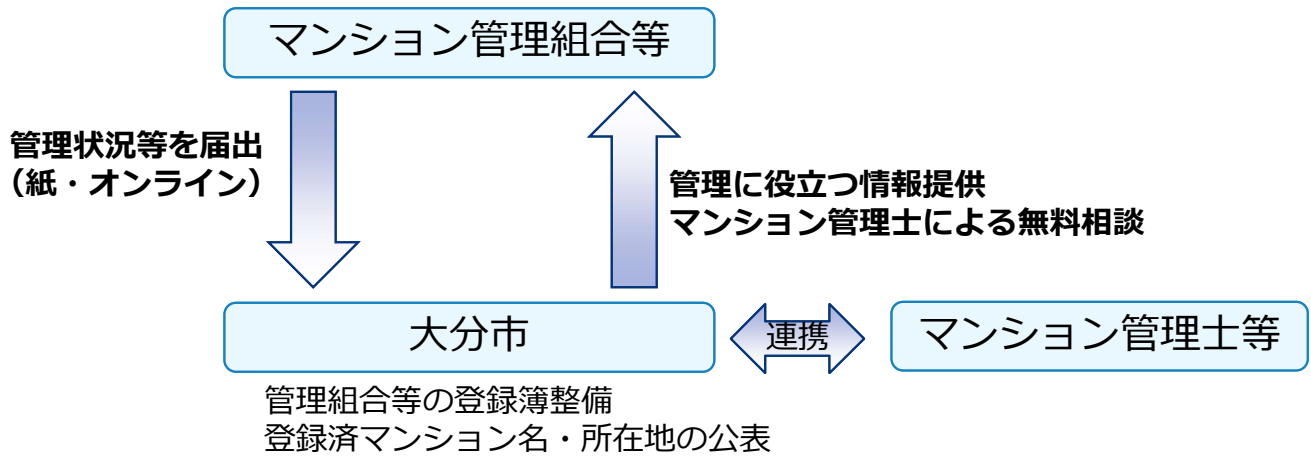


大分市マンション管理組合登録制度

令和8年10月1日より
登録を開始します

マンションの適正管理を推進するため、マンション管理組合の登録制度を開始します。
大分市と管理組合で連絡が取れる体制を構築し、管理に役立つ情報をお届けします。
また、登録したマンションはマンション管理士による無料相談を受けることができます。



対象マンション

市内のすべての分譲マンション

主な登録内容

- ☐ マンションの概要（住戸数、管理組合の連絡先等）
- ☐ 管理に関する情報（管理形態、管理会社等）
- ☐ 管理規約の改正状況
- ☐ 総会の開催状況
- ☐ 長期修繕計画の作成状況
- ☐ 修繕工事・点検の実施状況
- ☐ 防災に関する事項（防災マニュアル、防災訓練等）

登録方法

次のいずれかの方法で登録の届出を行ってください。

☐ インターネット

右の二次元コードを読み込み、届出フォームに
必要事項をご入力ください。

☐ 郵送等

届出様式に必要事項を記載のうえ、郵送、FAX、
Eメールでお送りいただくか、直接ご持参ください。
届出様式は市ホームページからダウンロードできます。



<登録>



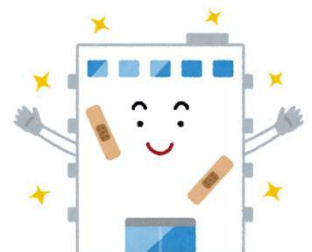
<変更>

検索

大分市マンション管理組合登録制度

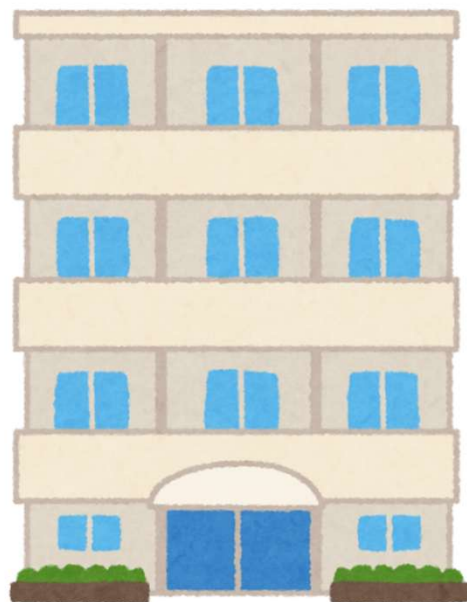
お問い合わせ

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
大分市土木建築部 住宅課（本庁舎6階）
電話 097-585-5072
FAX 097-536-5896
E-mail jyutaku@city.oita.oita.jp



マンション管理に関する 相談を実施しています

分譲マンションの管理運営で
困ったことはありませんか？
大分市では、市内の分譲マン
ション管理組合に対して、マン
ション管理士による無料相談
(年度1回、上限3回まで)を実
施しておりますので、是非ご利用
ください。



相談内容

- ・管理組合の運営及び管理規約等に関する事項
- ・維持管理費又は修繕積立金等の財務に関する事項
- ・管理委託契約等に関する事項
- ・長期修繕計画、大規模修繕計画に関する事項
- ・その他、マンションの管理及び運営に関する事項

相談申し込み

相談申し込み票（大分市HPからダウンロードしてください）をご記入の上、大分市住宅課へお申込みください。

※管理組合の代表者の方がお申込みください。なお、管理組合がない場合は右記お問合せ先へ電話でご相談ください。

※申し込みには、マンション管理組合の登録が必要です。

お問合せ先

大分市土木建築部 住宅課
〒870-8504

大分市荷揚町2番31号

電話：097-585-5072（直通）

FAX：097-536-5896

E-mail：jyutaku@city.oita.oita.jp

※相談内容等によっては、マンション管理士による無料相談が受けられない場合がありますので、あらかじめご了承ください。